

山形県過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

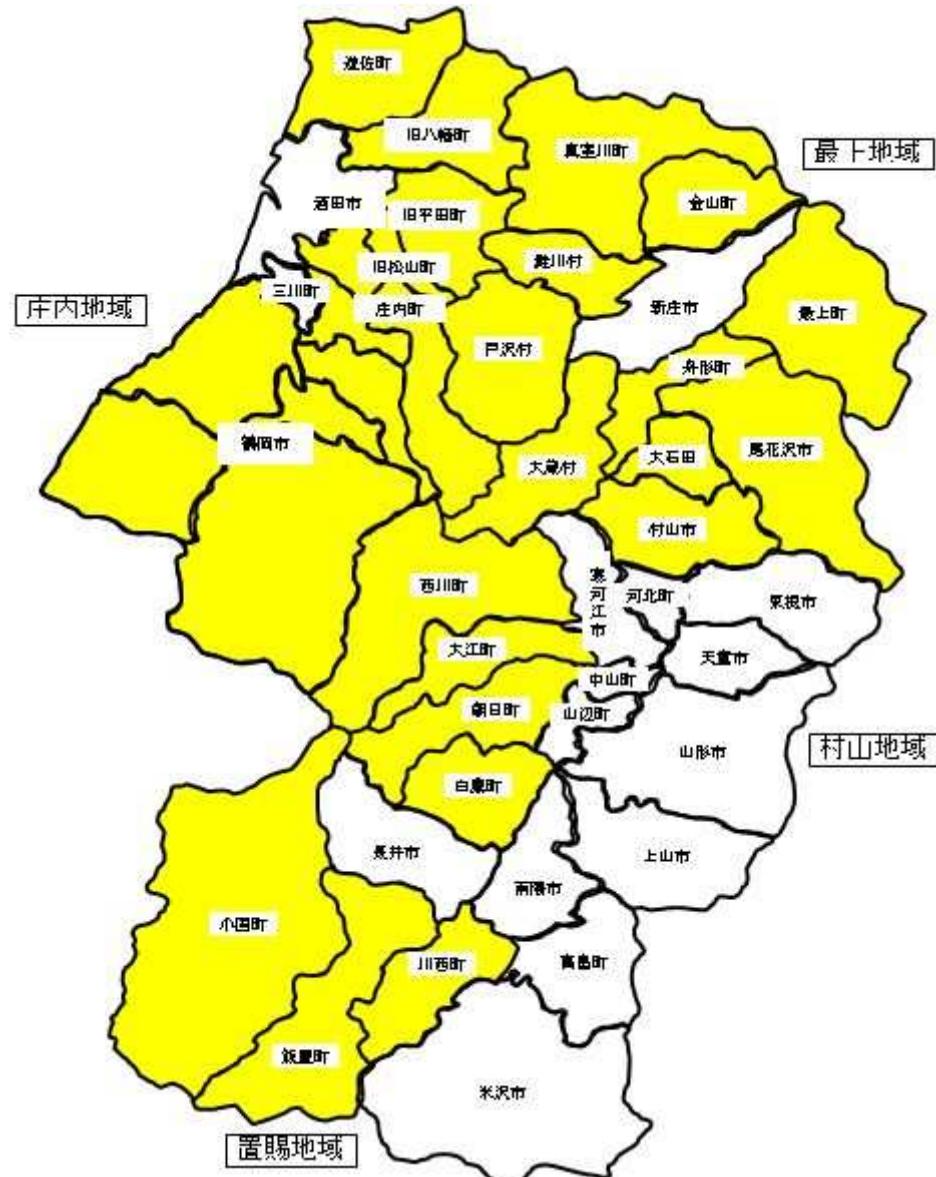
令和4年2月

山 形 県

目 次

1 基本的な事項	1
(1) 持続的発展の基本方向	1
(2) 目標	2
(3) 計画の達成状況の評価に関する事項	2
(4) 計画期間	2
2 過疎地域において県が自ら実施する事業	2
(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	2
(2) 産業の振興	3
(3) 地域における情報化	12
(4) 交通施設の整備、交通手段の確保の促進	12
(5) 生活環境の整備	14
(6) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	15
(7) 医療の確保	18
(8) 教育の振興	19
(9) 集落の整備	20
(10) 地域文化の振興等	20
(11) 再生可能エネルギーの利用の促進	21
3 過疎地域市町村相互間の連絡調整、人的及び技術的援助その他必要な援助	23

本県過疎地域



[法第2条第1項1号]

村山市、尾花沢市、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、
真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、遊佐町

[法第3条第1項] (特定期間合併市町村に係る一部過疎)

酒田市 (過疎市町村とみなされる区域：旧八幡町、旧松山町、旧平田町の区域)

[法第41条第1項] (旧過疎地域自立促進地域の市町村に係る特例 (激変緩和措置))

庄内町

[法第42条] (旧過疎自立促進地域の市町村に係る特例 (みなし過疎))

鶴岡市

計 21 市町村

この山形県過疎地域持続的発展計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第9条の規定に基づき、令和3年度から令和7年度までの5か年間において、県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の内容を定めるものである。

1 基本的な事項

（1）持続的発展の基本方向

本県の過疎地域は21市町村あり、人口は338,281人（H27年国勢調査）で県全体の30.1%、面積では70.4%を占めている。

昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」の制定以来、本県では51年にわたって過疎地域に係る総合的な計画を順次策定し、様々な過疎対策が講じられてきており、道路や水道、情報通信基盤等のインフラの整備が進むなど、一定の成果を挙げてきている。

一方で、過疎地域においては、地域の担い手である子供の数の減少や若者の流出が続くとともに、高齢者比率が昭和35年に5.7%であったものが、平成27年時点で34.2%となり、県全体の高齢者比率30.6%と比べ3.6ポイント高く、少子高齢化がより一層進行しており、地域社会の活力低下の要因となっている。また、財政面でも、過疎地城市町村は依存財源の比率が高い等、財政状況は脆弱であるといえる。

しかしながら、本県過疎地域は、豊かな自然や伝統文化を有し、また、基盤産業である農林水産業は、地域経済の循環や国土・自然環境の保全、自然災害の防止にも密接に関わるとともに、都市部に対する食糧・水・エネルギーの供給など大きな役割を果たしている。このような過疎地域が果たしている多面的・公益的機能は県民共有の財産であり、今後より一層重要なものとなるものである。

これらを踏まえ、「山形県過疎地域持続的発展方針（令和3年度～令和7年度）」（令和3年8月策定）では、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方や、新型コロナウィルスの感染拡大により大都市への一極集中のリスクが顕在化する中で、低密度で豊かな自然環境で暮らすことができる場として再評価された過疎地域の価値を踏まえ、これまでの条件不利性の克服という過疎対策の基本を維持しつつ、地域社会を担う人材の育成・確保やデジタル技術の活用などにより、地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を実現し、過疎地域の持続的な発展を図っていくこととしている。

この方針に基づき、過疎地城市町村においては持続的発展市町村計画を策定し、各種施策を総合的・計画的に実施していくこととしており、県は本計画に基づき、その推進に一体となって協力していくものである。

(2) 目標

本計画の目標は以下のとおりとする。

目標指標	基準値 (令和元年)	目標値 (令和6年) *
全年齢の社会増減数 (県外からの転入者数－ 県外への転出者数)	△4,543人	△1,500人

*目標値は第4次山形県総合発展計画実施計画（令和2年度～令和6年度）の目標指標に合わせ設定。令和7年度の目標値については、次期総合発展計画の策定に合わせ設定を行う。

(3) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については、山形県総合政策審議会において山形県総合発展計画実施計画の施策評価等と併せ、目標に対する達成状況の評価を行い、事業の見直しを図っていく。

(4) 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2 過疎地域において県が自ら実施する事業

(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

移住者拡大に向け、「一般社団法人ふるさと山形移住・定住推進センター」を中心に、移住希望者のニーズに寄り添った施策を推進するとともに、身近な相談・支援体制の整備を促進する。また、過疎地域と都市部の地域間交流を促進するため、都市部への情報発信を行うとともに、いわゆる「関係人口」の創出・拡大を図る。さらに住民主体の地域づくりを推進するため、地域の担い手となる人材の育成・確保にも取り組む。

事業名	事業内容	
移住・定住の促進 移住定住・人材確保戦略的展開事業費		移住ポータルサイト等による本県への移住の促進に向けた情報発信や、県・市町村・産業・大学等オール山形で移住・定住策を一体的に展開する推進組織（一社）ふるさと山形移住・定住推進センターを中心に、移住希望者一人ひとりのニーズに寄り添った支援を行う。

地域間交流の促進	移住・関係人口創出拡大推進事業費	山形の生活体験等多様な滞在プログラムの実施や、オンラインイベント・セミナー開催による山形の仕事・魅力発信等を通して、関係人口を創出し、関係性を深めるとともに、「ビジネス関係人口（とりわけ「仕事」に特化し、本県と継続的に関わる方）」の創出・拡大により、県内に魅力あるビジネス環境や企業づくりを進めていくことで、将来的な移住につなげる。
人材育成	活力ある地域づくり推進事業	地域づくり人材の育成を図るため、市町村の担当職員や地域のリーダー向けに住民主体の地域づくりに関する研修会を開催する。

(2) 産業の振興

過疎地域においては人口、特に地域の担い手となる若者や女性等の流出を防止し、地域外からの新規居住を含む定住促進を図ることが重要であり、そのために農業や商工業等の産業を振興し、魅力ある多様な就業の場を提供するとともに、若者等の県内定着、県内回帰を図るための就業支援を展開していく。

まず、農林水産業については、多様な担い手の確保や高度人材の育成・活用などを推進するとともに、県産農畜産物のブランド力の強化や付加価値の高い水産業の振興など収益性の高い農林水産業を推進する。

次に、地場産業については、県内で培われてきたものづくり技術を活かしつつ多様化が進む消費者のライフスタイルや価値観に対応した商品開発を促進するとともに、成長が期待される分野への展開を図る。

商業においては、高齢社会や買物弱者への対応などの地域課題の解決を担う商業・商店街の機能強化と活性化を図る。

また、観光においては、地域の自然や歴史、文化、食などの”山形ならでは”的地域資源を活用した観光の振興を図る。

事業名	事業内容
農業の振興	①県営かんがい排水事業
	19 地区 受益面積 4,570ha
	上堰・八力村堰地区 用水改良 受益面積 1,030ha
	吉田新堀西野地区 用水改良 受益面積 915ha
	峯岸地区 用排水改良 受益面積 66ha
	町堰地区 用水改良 受益面積 550ha
	廿六木堰地区 用水改良 受益面積 100ha
	長沼堰地区 用水改良 受益面積 382ha

	黄金1期地区 用水改良 受益面積 74ha
	川ノ内地区 用水改良 受益面積 64ha
	上萩野地区 用水改良 受益面積 71ha
	大倉地区 用水改良 受益面積 96ha
	黄金2期地区 用水改良 受益面積 131ha
	広野下川原地区 用水改良 受益面積 10ha
	黄金3期地区 用水改良 受益面積 87ha
	泉田川地区 用水改良 受益面積 253ha
	戸沢塩水坂地区 用水改良 受益面積 453ha
	井の下2地区 耕地の区画整理 受益面積 31ha
	十王地区 用排水改良 受益面積 20ha
	岩野地区 用排水改良 受益面積 145ha
	野沢地区 用排水改良 受益面積 92ha
②基幹水利施設ス トックマネジメ ント事業	13地区 受益面積 11,414ha 川西東部地区 用水路補修 受益面積 763ha 村山北部地区 水管理システム更新 受益面積 2,222ha 両堰地区 頭首工更新 受益面積 252ha 村山北部2地区 用水路補修 受益面積 1,083ha 村山北部3地区 用水路・除塵機補修 受益面積 1,009ha 上郷地区 施設補修 受益面積 130ha 村山北部4地区 頭首工・用水路補修 受益面積 495ha 井の下地区 頭首工補修 受益面積 191ha 渡前地区 施設補修 受益面積 169ha 日向川北部地区 施設補修 受益面積 3,892ha 村山東根地区 施設補修 受益面積 686ha 北村1号幹線用水路地区 施設補修 受益面積 321ha 村山北部5地区 施設補修 受益面積 201ha
③農業水路等長寿命 化・防災減災事業	鷹巣延沢地区 旧堰撤去 受益面積 69ha
④県営地域用水環 境整備事業	笛川地区 小水力発電施設整備 受益面積 1,888ha
⑤水田農業低コス ト・高付加価値化 基盤整備事業	56地区 受益面積 3,757ha 西郷名取地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 161ha 戸沢地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 253ha

	赤松通り地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 64ha
	鳥川赤松地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 48ha
	肝煎地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 42ha
	備畠地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 28ha
	大塚西部 1期地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 166ha
	常万 1期地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 115ha
	春木地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 26ha
	手ノ子地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 28ha
	円能寺・沖地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 70ha
	三光堰西 1期地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 39ha
	西興野地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 47ha
	当山 1期地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 18ha
	金森目 2期地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 65ha
	鶴子六沢地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 28ha
	桧原地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 30ha
	三光堰西 2期地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 27ha
	平岡 3期地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 105ha
	岡山地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 51ha

	一本松地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 37ha
	大槻秋山地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 26ha
	三光堰西3期地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 35ha
	共栄地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 57ha
	白須賀地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 83ha
	熊高地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 27ha
	真室川北部1期地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 30ha
	平枝地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 32ha
	沼田中村地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 26ha
	宝谷地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 24ha
	真室川北部2期地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 29ha
	大向上野地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 22ha
	笛川左岸上流地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 78ha
	上野新田地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 122ha
	井岡地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 89ha
	豊浦地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 79ha
	日向中部地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 67ha
	朴山地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 80ha

	二日町地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 41ha
	中大塚地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 251ha
	狩川東部地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 49ha
	当山2期地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 34ha
	中楯地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 38ha
	鹿島地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 50ha
	中平田南第一地区 耕地の区画整理、用排水路の整備 受益面積 76ha
	沼田寄込地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 34ha
	北方八反地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 12ha
	田茂沢蒲沢地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 93ha
	荒屋地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 73ha
	沖の原地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 106ha
	紫山向山地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 48ha
	作の巻地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 15ha
	清水堰地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 39ha
	莅高山地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 254ha
	千代田地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 112ha
	大塚北部地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 78ha

⑥水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業（農地中間管理機構関連）	9地区 受益面積 187ha
	上郷地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 29ha
	杉沢前田地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 41ha
	大原南地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 13ha
	元能中地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 7ha
	大楯地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 10ha
	畠地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 35ha
	大林鶯ノ倉開田地区 耕地の区画整理、用排水路、 道路の整備 受益面積 28ha
	沢原地区 耕地の区画整理、用排水路、道路の整備 受益面積 9ha
	立小路エボシカケ地区 耕地の区画整理、用排水路、 道路の整備 受益面積 15ha
⑦農山漁村地域交付金（農地整備事業）	横山第一地区 用排水路 受益面積 106ha
⑧防災減災事業	38地区 受益面積 5,528ha
	袖崎地区 ため池整備 受益面積 287ha
	飯坂地区 ため池整備 受益面積 109ha
	間坂地区 ため池整備 受益面積 122ha
	中郷地区 ため池整備 受益面積 42ha
	鶴沢地区 ため池整備 受益面積 61ha
	蔵岡地区 ため池整備 受益面積 50ha
	川戸・金剛地区 ため池整備 受益面積 26ha
	四ツ釜地区 ため池整備 受益面積 25ha
	五斗畑地区 ため池整備 受益面積 27ha
	吉川地区 ため池整備 受益面積 36ha
	清水地区 ため池整備 受益面積 10ha
	飯豊地区 ため池整備 受益面積 49ha
	幕井地区 ため池整備 受益面積 14ha

	御影地区 ため池整備 受益面積 16ha
	金谷地区 ため池整備 受益面積 10ha
	大江三郷地区 ため池整備 受益面積 56ha
	大江中部地区 ため池整備、用排水施設整備 受益面積 300ha
	大沢地区 ため池整備 受益面積 34ha
	大堤地区 ため池整備 受益面積 170ha
	徳良池地区 ため池整備 受益面積 39ha
	細野地区 ため池整備 受益面積 30ha
	庄内砂丘地区 用排水施設等整備 受益面積 173ha
	京田川地区 用排水施設等整備 受益面積 1,757ha
	釜淵地区 用排水施設等整備 受益面積 48ha
	黒岩堰地区 用排水施設等整備 受益面積 74ha
	本溝地区 用排水施設等整備 受益面積 21ha
	中津川地区 用排水施設等整備 受益面積 66ha
	茨野地区 用排水施設等整備 受益面積 109ha
	最上川下流左岸（京田川）地区 用排水施設等整備 受益面積 157ha
	諏訪堰2期地区 農業用河川工作物等応急対策 受益面積 368ha
	泉田川地区 農業用河川工作物等応急対策 受益面積 253ha
	太鼓胴地区 農業用河川工作物等応急対策 受益面積 40ha
	北村地区 特定農業用管水路等特別対策 受益面積 640ha
	鶴田野地区 特定農業用管水路等特別対策 受益面積 21ha
	ホ一ヤ沢地区 特定農業用管水路等特別対策 受益面積 62ha
	杉島地区 特定農業用管水路等特別対策 受益面積 24ha
	長峯地区 特定農業用管水路等特別対策 受益面積 52ha
	八栄島地区 特定農業用管水路等特別対策 受益面積 150ha

	⑨農山漁村地域整備交付金(農地防災事業)	小舟山第二地区 防災ため池整備 受益面積 40ha
水産業の振興	①漁港施設機能強化事業	鶴岡市：由良漁港の防波堤改良及び岸壁改良
	②水産物供給基盤機能保全事業	遊佐町：吹浦漁港の施設保全工事 鶴岡市：米子漁港の施設保全工事
港湾の振興	港湾海岸保全対策事業	加茂港背後地の津波による浸水等に対応するため、天端高さが不足している堤防のかさ上げを行う。
地場産業の振興	①地域振興推進事業（広域連携地域振興推進事業）	広域的な事業展開や事業の共同化を図るため、商工会が広域的に連携して実施する販路開拓等の地域振興事業を支援する。
	②中小企業取引支援対策事業費	本県中小企業の振興を図るため、下請取引に係る受発注情報の収集・提供、商談会（対面やオンライン）等による取引あっせん、県内外の企業への訪問等による受注開拓、各種相談対応を行う。
	③地場産業活性化総合支援事業	地場産業振興団体等が行う後継者育成事業や販路開拓事業等に対する支援。
	④山形県の物産展開催事業	全国主要都市及び県内における観光と物産展の開催。
	⑤山形のうまいもの創造支援事業費	県内食品製造業者が行う県産農林水産物の利用拡大の取組みに必要な施設設備整備等への支援。
情報通信産業の振興	①情報サービス産業振興事業費	県内企業等を対象にした IoT 等活用機運の醸成や、IoT 等関連ビジネスの創出に繋がるセミナーの開催、IoT 等活用マッチング等。
	②IoT 等導入・活用支援事業	AI トップエンジニアの養成、及び、養成したトップエンジニアを AI アドバイザーとして県内ものづくり企業に派遣。
企業の誘致対策	①企業誘致活動促進事業費	本県の強みを活かせる分野の企業や県内企業との取引拡大が期待できる企業の誘致を促進するため、企業の投資情報収集、本県の立地環境についての情報発信、「企業立地ワンストップサポートセンター」の設置による各種相談への対応、誘致企業に対するフォローアップなどの活動を行う。
	②企業立地促進事業費	本県工業団地等への企業立地促進のための、県外から立地する企業及び県内企業の設備投資等に対する助成。
起業の促進	①経営基盤強化体制整備事業	1 新事業支援体制整備事業 県内における新規創業・新分野進出の促進を図るため、(公財)

		<p>山形県企業振興公社が支援体制を整備し、新規創業等の総合的な支援を行う事業に対して補助する。</p> <p>2 重点専門支援体制整備事業 中小・小規模事業者の経営課題が高度化している状況の中で、専門分野の支援体制を整備する事業に対して補助する。</p> <p>3 専門家派遣事業 (公財) 山形県企業振興公社が、新規創業や新分野進出、経営改善等を図る中小企業者が抱える、経営、技術、人材育成等の課題に民間の専門家等を派遣し、適切な診断・助言を行う事業に対して補助する。</p>
②創業者・小規模事業者総合応援事業（創業支援）		<p>1 創業支援ネットワーク事業 県内商工会議所を中心としたネットワーク活動及び担当者会議等に要する経費を補助する。</p> <p>2 創業支援事業 優れたビジネスプランを公募し、創業に要する経費を助成する。 [助成率] 1／2以内～2／3以内 [限度額] 500千円～1,400千円</p>
③商工業振興資金融資事業（開業支援資金）		<p>県内で新たに開業する方を対象に低利融資を行う。 [利率] 1.2% (創業塾修了者、やまがたチャレンジ創業応援事業費補助金採択者、女性、若者(30歳以下)、シニア(55歳以上)、県外からの移住者(居住地を県内に移して2年以内)は金利▲0.2%) [限度額] 50,000千円</p>
④スタートアップ支援事業		今後の本県産業を牽引する中核的ビジネスを創出するため、本県産業振興に関わる関係者（产学研官金）で構成するスタートアップ支援チームにより、本県の強みを活かしたテーマや成長が期待されるテーマでの創業とスタートアップを強力に支援する。
⑤創業支援センター設置事業		創業希望者や県内で事業を起こそうと考えている若者、リスタートを目指す方々など、多様な人々の起業・創業を支援する拠点を創設し、産・学・官・金等の関係機関が連携し、様々なビジネスアイディアを具体化することにより、県内での事業創出や雇用拡大を促進する。
観光の振興	①観光キャンペーン推進事業費	官民一体となった推進体制による本県のイメージアップ及び観光誘客の拡大など、本県の観光産業を振興。

	②東アジア誘客推進事業費	現地コーディネーター等による情報発信や市場の特性や嗜好に応じたきめ細かな取組みを展開し、重点市場に位置付けている台湾、香港、中国及び韓国からの誘客を促進。
--	--------------	---

(3) 地域における情報化

地域の課題解決や、暮らしや仕事などにおける住民利便性の更なる向上のため、デジタル技術の効果的な活用を図っていく。

また、デジタル技術の活用能力を高めるための普及啓発や学習機会の充実を図るとともに、情報セキュリティや情報モラルの向上など安心してデジタル技術を利用できる環境づくりを進める。

事業名	事業内容	
デジタル技術の活用	①デジタル利活用推進事業	県内の产学研官金と連携し、県内各分野におけるデジタル化の普及や、デジタル化の専門的な技能を有する実践的な人材の育成を行う研修会等を開催。
	②デジタルアドバイザー事業	県・市町村、県内各分野におけるデジタル技術の活用に関する個別具体的な課題に対応するため、外部専門人材より、課題ごと助言を受ける体制を整備。
	③「山形デジタル道場」事業	県職員と市町村職員が、デジタル化に関する重要施策の情報共有や意見交換をオンラインで実施し、住民の暮らしに直結した施策の広がりに繋げる。

(4) 交通施設の整備、交通手段の確保の促進

高規格道路、鉄道、航空ネットワークなどの広域的なネットワークの機能の強化や公共交通機関の維持をはじめ、県内の生活圏間や主要都市間、近隣県間を結び、地域間交流の拡大や産業・観光の振興、安全・安心の確保につながる地域間・地域内の交通ネットワークを充実するとともに、通勤・通学、買い物、通院など日常生活を支える、地域の実情に応じた、持続可能な地域交通システムを構築する。

① 基幹的な農道等の整備（県代行制度活用）

事業名	事業内容	市町村名
農道	過疎基幹農道 1路線 延長 960m	
	黒川2期地区 農道延長 960m	鶴岡市
林道	過疎基幹林道 4路線 延長 28,223m	

	沢口道海線 幅員 4.0m 延長 7,440m	大江町
	沼沢線 幅員 4.0m 延長 4,450m	小国町
	白鷹東部線 幅員 4.0m 延長 5,753m	白鷹町
	念珠関線 幅員 4.0m 延長 10,580m	鶴岡市
	山村振興基幹林道 1路線 延長 3,962m	
	最上奥の細道線 幅員 4.0m 延長 3,962m	最上町

② 県道等の整備

事業名	事業(措置)内容		
国道 (知事管理分)	2路線5箇所	延長 14,800m	
	287号(杉山(2))	幅員=12.0m	延長=1,720m
	458号(本合海バイパス)	幅員=12.0m	延長=2,830m
	287号(川西バイパス)	幅員=13.0m	延長=5,700m
	287号(米沢川西バイパス)	幅員=13.0m	延長=4,030m
	287号(菖蒲(1))	幅員=14.5m	延長=520m
県道 (主要地方道)	10路線10箇所	延長 6,913m	
	大江西川線	幅員= 8.5m	延長=1,260m
	貫見間沢線	幅員= 7.0m	延長=840m
	新庄次年子村山線	幅員=16.5m	延長=420m
	大石田畠線	幅員=11.0m	延長=640m
	寒河江村山線	幅員=12.0m	延長=600m
	真室川鮎川線	幅員=9.0m	延長=900m
	長井白鷹線	幅員=16.0m	延長=1,040m
	玉川沼沢線	幅員=7.0m	延長=615m
	街路整備		
	(都)村山駅東沢線	幅員 18.0m	延長 385m
	(都)羽黒橋加茂線	幅員 18.0m	延長 213m
県道 (一般県道)	6路線6箇所	延長 3,829m	
	白滝宮宿線	幅員=8.0m	延長=600m
	大石田土生田線	幅員=12.0m	延長=387m
	砂子沢小又釜渕線	幅員=8.0m	延長=410m
	余目松山線	幅員=11.0m	延長=1,760m
	街路整備		
	(都)道形黄金線	幅員 19.0m	延長 228m
	(都)藤島駅笹花線	幅員 12.5m	延長 444m

③地域交通の確保

事業名		事業内容
交通確保対策	地域間幹線系統確保維持費等補助金	市町村間を繋ぐ重要な交通手段である地域間幹線バス路線の運行を維持するため、赤字路線を運行する乗合バス事業者に対して、運行欠損額（地域間幹線系統確保維持費補助）及び車両購入関連費用（車両減価償却費等補助）を補助する。 〔補助率〕国：1／2、県：1／2

(5) 生活環境の整備

生活排水処理施設などの社会資本について生活者の視点に立った有効な整備を行うとともに、防災・自然災害対策を進め、安全な地域づくりを推進する。また、総合的な雪対策や美しい景観の形成を図ることで、過疎地域においても住民が安心して住み続けられる生活環境の整備を推進する。

事業名		事業内容
生活排水処理施設の広域化の推進	流域下水道事業	酒田市公共下水道（松山処理区）の流域下水道庄内処理区への編入。 幹線整備延長 3,501m
消防・救急施設の整備と地域防災力、自然災害対策の強化	①防災士養成事業	地域の中核となって自主防災組織を適切に指導し、率先して行動することができる防災士の資格取得を促進する。
	②河川改修事業	大雨による浸水被害等から県民の生命や財産を保全するため、堤防等の施設を整備し、安全で安心できる地域づくりを行う。
	③土砂災害対策事業費（砂防）	土石流等の土砂災害から県民の生命や財産を保全するため、砂防えん堤等の施設を整備し、安全で安心できる地域づくりを行う。
	④土砂災害対策事業費（地すべり）	地すべりによる土砂災害から県民の生命や財産を保全するため、集水井等の施設を整備し、安全で安心できる地域づくりを行う。
	⑤土砂災害対策事業費（急傾斜地）	がけ崩れ等の土砂災害から県民の生命や財産を保全するため、法面工等の施設を整備し、安全で安心できる地域づくりを行う。
	⑥緊急土砂災害対策事業費	人家集中地区内に避難所等の地域の防災拠点がある箇所を土砂災害から保全するため、砂防えん堤等の施設整備を行う。

	⑦地域防災力強化型土砂災害対策事業費	人家集中地区内に重要な保全対象がある箇所を土砂災害から保全するため、砂防えん堤等の施設整備を行う。
	⑧土砂災害警戒・避難情報提供事業費	土砂災害に対する警戒・避難行動のための情報提供を行う。
	⑨地すべり対策事業（農地）	戸沢地区 地表水排除工、地下水排除工、抑止工、浸食防止工 滝の沢第四地区 地表水排除工、地下水排除工、抑止工、浸食防止工
	⑩治山事業	保安林の防災機能を高め山地災害を防止するため、治山施設の整備や森林整備、地すべり防止対策等を行う。
克雪、利雪及び親雪等、総合的な雪対策の推進	広域除雪ボランティア活動支援事業	居住する自治体の枠を超えて、広域的な除雪ボランティア活動を行う個人・団体に対して、交通費等に対する助成を行う。
美しい景観の形成	①美しい景観づくり推進事業	良好な景観の形成により地域活性化を図るため、景観に関する県民意識の醸成と景観施策の普及・啓発を行い、景観形成を契機とした地域づくり等を支援する。
	②やまがたの誇れる景観魅力発信事業	県内の優れた景観を体感できる「景観ビューポイント」を広く発信することで、人々の交流を促し、地域振興や観光振興につなげる。
空き家対策の推進	①空き家対策の連携体制の整備	県、市町村及び関係団体で組織する「山形県空き家対策連絡調整会議」を開催する。
	②空き家対策支援事業	市町村ごとの課題に応じた、空き家の利活用、除却を推進する事業を、市町村・住宅供給公社などと連携して実施する。
	③空き家対策担い手育成支援事業	地域に根差し、市町村と連携した空き家対策を実施する『エリアマネージャー』を育成し、民間活力を活用した空き家対策を継続的に実施できる体制づくりを進める。

（6）子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

子育て環境の確保については、市町村が地域のニーズに基づき策定した計画により、保育所や認定こども園の整備など、地域における児童健全育成と子育て環境の基盤の整備・強化を推進していくとともに、社会全体による結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援を推進する。

また、住み慣れた地域で安心して生活ができ、高齢者や障がい者が必要なサービスを円

滑に利用できるよう地域における保健・医療・福祉の関係機関及び地域住民が連携して、地域全体で高齢者や障がい者を支える仕組みづくりを推進するほか、山形県地域福祉推進計画に基づき、県民をはじめ、行政、ボランティア・N P O、福祉関係団体、企業等の多種多様な主体が協働した地域づくりを推進する。

事業名	事業内容	
児童等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	①子育て県民運動推進費	「山形県で子育てしたい!!」と実感できる「子育てするなら山形県」の実現に向けて、地域や企業の参画により、社会全体で子育てを応援する「山形みんなで子育て応援団」の活動を推進する。
	②マザーズジョブサポートセンター運営事業費	女性の再就職希望や、仕事をしながらの子育ての不安、求職中の託児の問題等、仕事と育児の両立をワンストップで支援することにより、女性の更なる就労促進を図る。
	③企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進事業費	男性の育児休業取得の機運を醸成し、職場環境の改善と男性の家事・育児等への参画を促し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る。
	④共に働き共に育む社会づくり推進事業費	女性が能力を十分に発揮し、活躍できる社会環境づくり及び男性も家事・育児に参画できる労働環境づくりを行う。
	⑤やまがたハッピーライフプロジェクト事業費	関係機関が連携した県民総ぐるみの取り組みにより、結婚を望む人に対する出会いの機会の拡大を図る。
	⑥やまがたで出会い・結婚、子育て応援事業	本県が子育てしやすい環境であること等を県内外へ情報発信し、若者の県内定着及び子育て世代の県内への移住の推進を図る。 子育てや社会経験が豊富な中高年層が子育て支援の担い手として活躍する仕組みづくりを行う。
	⑦母子保健推進強化事業費 (妊娠婦メンタルサポート事業)	妊娠期から子育て期における不安を解消するため、育児応援サイトより適切な情報を提供し、安心して出産・育児ができる環境を整備する。

障がい者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	①障がいのある人もない人も共生する社会づくり事業費	障がいを理由とする差別の解消を推進するとともに、障がい者の社会参加を支援し、障がいのある人もない人も共に生活できる社会を実現するため、各種普及啓発事業の実施、障がい者スポーツの普及振興及び芸術活動を支援する。
	②社会福祉施設整備補助事業費（障がい福祉施設整備補助）	社会福祉法人等が行うグループホーム、障害児通所支援事業所等の整備に要する経費に対する助成を行う。
	③障害者虐待防止法関連事業費	市町村に対し、市町村間の連絡調整、情報提供、その他必要な援助、助言を行うとともに、一般県民に向けて、障がい者虐待防止について周知・啓発を図る。
	④医療的ケア児支援体制整備事業費	安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与するため、医療的ケアが必要な児童及びその家族に対する支援を行う。
	⑤発達障がい者支援体制整備事業費	発達障がい児者やその家族が、ライフステージを通じた切れ目ない支援を受けられるよう、相談支援や「やまがたサポートファイル」の普及定着を図る。
高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	①社会福祉施設整備補助事業費（社会福祉施設整備補助）	社会福祉法人等が行う特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の整備に要する経費に対する助成を行う。
	②高齢者虐待防止対策事業費	市町村に対し、市町村間の連絡調整、情報提供、その他必要な援助、助言を行うとともに、一般県民に向けて、高齢者虐待防止について周知・啓発を図る。
	③明るい長寿社会づくり推進事業費	スポーツ・文化活動を通して、高齢者の社会参加を促進し、地域社会の担い手となる高齢者の育成や高齢者の健康増進、生きがいづくりを推進する。
	④高齢者健康いきいき活動支援事業費	高齢者の健康増進を図るため、市町村老人クラブ連合会が実施する健康づくりや介護予防活動を支援する。
	⑤訪問看護サービス提供体制整備事業費	高齢者の在宅での療養生活を支える訪問看護サービスの充実を図るため、訪問看護師の確保、事業所へ専門看護師・認定看護師を派遣して行う研修を通じた対応能力の向上、管理者研修等を行う。

	⑥認知症施策総合推進事業費	認知症の人や家族が地域で安心して生活できる体制を構築するため、正しい知識の普及促進、認知症予防の推進、医療と介護分野の対応力の向上及び連携の強化、認知症の人と家族にやさしい地域づくりを推進する。
	⑦移動法律相談事業費	高齢者及び家族が抱える法律が関係する心配ごとについて、身近な地域で無料で相談できる窓口を設置する。
	⑧地域包括支援センター職員研修事業費	高齢者の介護予防、権利擁護等を始め、高齢者に関する総合相談機能を持つ地域包括支援センター職員の資質向上を図るため、初任者及び現任職員研修を実施する。
	⑨高齢者等生活支援サービス基盤整備事業費	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう多様な生活支援サービスを提供するための担い手を養成する。また、住民主体の多様なサービスを全県的に広げていくため、立上げ経費の助成を行う。
地域福祉活動の推進を図るための対策	山形県すこやか・安心地域づくり推進事業	市町村と住民が連携し、主体的に地域課題の解決に取り組むための新たな支え合いの仕組みづくりを支援する。

(7) 医療の確保

地域医療支援機構の運営や、へき地医療拠点病院によるへき地診療所等への医師派遣等の支援強化により、へき地医療の確保・充実を図るほか、ドクターヘリの有効活用及び隣県との広域連携の一層の推進等を通し、救急医療体制の充実強化を図る。

また、無医地区については、保健師や栄養士等による住民の健康教育等の一層の充実を図る。

事業名	事業内容
へき地医療推進体制の整備 (地域医療支援対策費)	1 へき地医療対策の各種事業を効率的に実施するため「山形県地域医療支援機構」及び「地域医療支援センター」を運営し、次の事業を行う。 (1) 市町村立診療所等への勤務医師の派遣調整 (2) 二次医療圏ごとに「へき地医療拠点病院」を指定し、市町村立診療所等への代診医の派遣を行う。 2 へき地診療所の運営、施設・設備整備に対して助成を行う。
へき地勤務医師の確保 (医師確保対策費) (地域医療支援対策費)	1 自治医科大学の運営に参画し、へき地勤務医師の確保を図る。 2 地域医療に一定期間従事することを返還免除要件とする「山形県医師修学資金」を貸付し、へき地勤務医師の確保を図る。

救急医療推進事業	救急医療体制の整備を推進し、救命率の向上を図るため以下の事業を行う。 (1) 救急救命士が気管挿管等の特定行為を行うための認定要件にある実習受入れを行う病院に対して支援することで救急救命士の業務の高度化、資質の向上を図る。(救急救命士病院実習受入促進事業) (2) 救急救命士等が行う応急措置等の保障に向けて、医師による救急救命士に対する指示体制、指導・助言体制の強化、医学的観点からの事後検証体制の構築、継続教育体制の充実を図る。 (M C 指導医研修事業)
A E D普及推進事業	県民に対しA E Dの操作を含めた救急蘇生法に関する講習会を実施し、救命率の向上を図る。
ドクターへリ運航関連事業	ドクターへリの安全かつ円滑な運航を実施し、救命率の向上及び予後の改善等を図る。
保健指導等の活動	市町村の保健師、栄養士等による無医地区等住民の健康教育、健康指導事業の一層の充実を図る。

(8) 教育の振興

過疎地域における優れた人材の育成を促進するため、各学校段階において、本県の豊かな自然や地域それぞれの歴史や文化、産業など、地域のよさへの理解を深めるために、地域の資源を活用した様々な体験活動や探究的な学びを推進する。

また、教育におけるI C Tの効果的な活用等、過疎地域において、優れた人材の育成とともに地域への定住を促進する上で重要な要素となる良好な教育環境の整備についても進めしていく。

事業名	事業内容
伝統芸能育成事業	地域の伝統文化を子どもたちが学ぶ機会づくりと、大人から子どもへ伝える仕組みづくりの推進を図る。 • 県民俗芸能懇話会の開催 • 指導者研修会及び出前講座の開催 • 各団体による活動の映像資料記録用の取材とその保存 • 「ふるさと芸能のつどい」の開催 • 北海道・東北ブロック民俗芸能大会への派遣
山形県民スポーツフェスティバル開催事業	県民一人ひとりが健康で充実した生活を送り、自信と活力あふれる社会を築いていくため、県民がスポーツ・レクリエーション活動に親しあり、多くの人と交流を深めたりすることができるよう以下等を開催す

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山形県スポーツ・レクリエーション祭 競技会部門（パラスポーツ 1 競技含む 17 競技） ふれあい交流会部門（県内 4 地区） ・山形県少年少女スポーツ交流大会（16 競技）
--	---

(9) 集落の整備

地域の人口減少が進行する中、集落機能を維持・活性化するため、住民自らが地域の課題を認識し、課題の解決に取り組む住民主体の地域づくりを促進するとともに、地域おこし協力隊などの外部人材の活用や、集落支援員、NPO、自治体職員等、地域づくり活動の中核を担う人材の育成等に積極的に取り組んでいく。

事業名	事 業 内 容
元気な農村づくり総合支援事業	農業の就業人口の減少・高齢化が顕著で、営農・生産条件が不利な中山間地域において、集落での話し合いを通じた地域の行動計画の策定を支援するほか、農業生産活動等の維持・発展に向けた先進的な取組みの立上げまで、総合的な支援を行う。
活力ある地域づくり推進事業	地域の方々の主体的な地域づくり活動の促進を図るため、市町村職員や地域のリーダー向けの研修会の開催や地域の課題に応じた地域づくり支援アドバイザーの派遣等により支援を行う。

(10) 地域文化の振興等

県内各地で育まれてきた個性豊かで貴重な伝統文化を伝承し、地域住民の文化意識を向上させるとともに、伝承活動を通じた子供たちの郷土への愛着を醸成することで、若者が郷土への誇りを持てるような魅力ある地域社会の形成及び定住の促進を図る。また、高齢者層が文化活動に参加しやすい環境づくりを推進し、多世代間の交流を促し、地域文化の継承や新たな文化の創造に努めていく。

事業名	事 業 内 容
文化による地域への愛着・誇り醸成事業	「総合型文化クラブモデル事業」や「やまがた伝統文化フェスタ」等を実施し、地域の文化団体等と連携して子ども達が気軽に伝統文化・芸術に親しむ機会を提供し、世代間交流や活動の発展、担い手育成に繋げる。

「東北文化の日」推進事業	東北圏域の特色ある文化資源の情報を一体的に発信するために設定している「東北文化の日」の推進のため、各文化施設等の情報をまとめた冊子の作成やホームページ等での効果的な情報発信を行う。
「未来に伝える山形の宝」登録制度推進事業	<p>地域に残る有形・無形の様々な文化財を保存・活用する取組みを「未来に伝える山形の宝」として登録し、推進することで、文化財の保護を図るとともに、郷土に対する誇りと愛着を育み、地域活性化や新たな交流の拡大につなげていく。</p> <p>(支援内容)</p> <p>登録された取組みを構成する文化財の保存修理及び活用のための活動に対しての補助制度。地域づくりや観光の面での支援として、登録された文化財及び取組みをホームページ等で県内外に広く情報発信。</p>
伝統芸能育成事業（再掲）	<p>地域の伝統文化を子どもたちが学ぶ機会づくりと、大人から子どもへ伝える仕組みづくりの推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民俗芸能懇話会の開催 ・指導者研修会及び出前講座の開催 ・各団体による活動の映像資料記録用の取材とその保存 ・「ふるさと芸能のつどい」の開催 ・北海道・東北ブロック民俗芸能大会への派遣

(11) 再生可能エネルギーの利用の促進

風、森林、水、地熱、雪など過疎地域に豊富に賦存する再生可能エネルギー資源を活用したエネルギー供給基盤を整備し、エネルギーの安定供給を図る。また、地域の中にエネルギー源を配置することにより、生活や産業活動に必要なエネルギーを地域の中から生み出し、産業の振興・地域の活性化につなげ、より安心して暮らせる持続可能な社会の実現を図る。

事業名	事業内容
洋上風力発電推進事業費	遊佐町沖における地域協調型の洋上風力発電の導入に向けて、法定協議会の設置・運営などを円滑に進めるための調整を行う。
地域連携型再生可能エネルギー開発促進事業費	市町村と連携し県内事業者が行う風力発電と小水力発電の事業可能性調査に対する支援を行う。また、農山漁村再生可能エネルギー法の活用を働きかける。

再生可能エネルギー未利用熱等利活用推進事業費	再生可能エネルギー未利用熱等を活用した面的利用を推進するため、熱エネルギー需要量、事業性及び環境性等に係る事業可能性調査を支援するとともに、当該調査結果を県民・事業者等に広く周知することにより、再生可能エネルギー熱の開発に結び付ける。
再生可能エネルギー等設備導入促進事業費	家庭・事業所における再生可能エネルギー等設備の導入に対する助成を行う。
エネルギー戦略推進事業費	再エネ関連事業者の育成等を行う。

3 過疎地域市町村相互間の連絡調整、人的及び技術的援助その他必要な援助

事業名		事業内容
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 (1) 移住・定住の促進	①若者世帯向け空き家改修事業費補助	<p>人口減少が著しい町村部における若者の定着・回帰に向け、地元市町村と連携し、移住・定住効果が期待できる住環境整備を支援。</p> <p>〔補助金の額〕建設費又は改修費から算出した、過疎債償還額の市町村実質負担額の1/2相当額の1/10</p>
	②移住世帯向け食の支援事業費補助金	<p>県外からの移住世帯に対して、本県の米、味噌、醤油を支給することで山形らしい移住PRを強化し、県外からの移住を推進。</p> <p>〔補助率〕県・市町村・JA等各：1／3</p>
	③移住支援事業交付金交付	<p>東京圏から本県への移住者の経済的負担を軽減するため、マッチングサイト掲載の中小企業等へ就業した者及び起業支援金の交付決定を受けた者に対し支援金を支給。</p> <p>〔補助率〕国1/2、県1/4、市町村1/4</p>
(2) 地域間交流の促進	チ滞在等多様な滞在プログラム	<p>移住者の増加に繋げるため、移住体験プログラムや、体験（滞在）施設の環境整備等を実施する市町村に補助。</p> <p>〔補助率〕1/2</p>
2 産業の振興 (1) 農業の振興	①強い農業・担い手づくり総合支援	<p>地域の担い手（適切な「人・農地プラン」に位置づけられた中心的経営体等）の育成・確保を推進するため、農業用機械等の導入を支援。</p> <p>（内容）</p> <p>事業実施主体：市町村</p> <p>○融資主体補助型</p> <p>地域の担い手が融資を受け、農業用機械・施設等を導入する際の融資残について補助金を交付することにより経営規模の拡大、発展を支援。</p> <p>〔補助率〕国：3／10以内（補助上限額300万円他）</p>
	②農業基盤整備促進事業	<p>地域の実情に応じた迅速かつきめ細かな農地・農業水利施設等の整備を実施し、生産効率の向上を図り、もって農業競争力の強化を図る。</p> <p>（内容）</p> <p>（1）農業用排水施設、農作業道 国：50(55) 県：4 地元46(41)</p> <p>（2）暗渠排水、土層改良、区画整理、</p>

	<p>農用地の保全、調査・調整 国：50(55) 県：7 地元 43(38)</p> <p>(3) 水田畠地化基盤強化対策 固定畠 国：50(55) 県：30 地元 20(15) 輪換畠 国：50(55) 県：25 地元 25(20) ()は過疎地域等 (対象地域) 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の農用地区域内他。</p>
③農地耕作条件改善事業	<p>耕作条件の改善を機動的に実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速について支援を行い、もって農業競争力の強化を図る。 (内容)</p> <p>(1) 農業用排水施設、農作業道、安全施設、農作物被害防止施設 国：50(55) 県：4 地元 46(41)</p> <p>(2) 暗渠排水、土層改良、区画整理、農用地の保全、調査・調整 国：50(55) 県：7 地元 43(38)</p> <p>(3) 地形図作成、農用地等集団化 国：50(55) 県：22 地元 28(23) ()は過疎地域等</p>
④農山漁村地域整備交付金	<p>農林水産業の基盤整備による大規模化・高付加価値化や農山漁村の防災・減災対策を支援し、競争力強化と国土強靭化を図り、もって「攻めの農林水産業」の実現に資する。 (内容)</p> <p>農業農村基盤整備事業のうち農業基盤整備促進事業</p> <p>(1) 農業用排水施設、農作業道 国：50(55) 県：4 地元 46(41)</p> <p>(2) 暗渠排水、土層改良、区画整理、農用地の保全、調査・調整 国：50(55) 県：7 地元 43(38)</p> <p>(3) 水田畠地化基盤強化対策 固定畠 国：50(55) 県：30 地元 20(15) 輪換畠 国：50(55) 県：25 地元 25(20) ()は過疎地域等</p>

		(対象地域) 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の農用地区域内他。
	⑤水田畠地化基盤強化対策	固定畠 国：50(55) 県：30 地元 20(15) 輪換畠 国：50(55) 県：25 地元 25(20) ()は過疎地域等 (対象地域) 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内のうち、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第2項第1号に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域他。
	⑥多面的機能支払交付金	将来にわたって多面的機能の維持・発揮を図るとともに、担い手への農地集積等構造改革を後押しするため、地域コミュニティによる農地、農業用水、農道等の資源の基礎的な保全活動（農地維持支払）や質的向上を図る活動（資源向上支払）を支援する。 [交付率] 国：1／2、県：1／4
	⑦中山間地域等直接支払制度費	農業生産条件が不利な中山間地域等において、耕作放棄地の発生を防止し、水源涵養などの多面的機能を確保するため、地域の農業生産活動の維持・継続への支援を行う。 [交付率] 国：1／2、1／3 県：1／4、1／3
	⑧環境保全型農業直接支援対策費	化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組みと合わせて地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等に対して直接支援する。 [交付率] 国：1／2、県：1／4
(2) 林業の振興	①林業・木材産業成長産業化促進対策	意欲と能力のある林業経営体を育成し、木材生産を通じた持続的な林業経営を確立するため、出荷ロットの大規模化、資源の高度利用を図る施設、路網整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設の整備等、川上から川下までの取組を総合的に支援。 (1) 持続的林業確立対策 (2) 木材産業等競争力強化対策 [交付率] 国：定額（1/2、1/3以内等）等
	②森林施業支援事業	植栽や下刈り等保育、搬出間伐やその推進のために必要な森林作業道の整備などを支援する。 (1) 森林環境保全直接支援事業

		(2) 特定森林再生事業 (3) 農山漁村地域整備交付金 〔補助率〕 国：30／100、50／100 県：10／100、20／100
	③森林環境保全整備事業	山村強靭化林道及び林業専用道の開設・改良・舗装に対して補助する。 〔補助率〕 国：30／100、45／100、50／100 県：4／100、7／100、15／100
	④地方創生道整備推進交付金	地域再生計画に基づき、地域の道路整備の一環として行う林道の開設・改良・舗装に対して交付金を交付する。 〔補助率〕 国：30／100、50／100 県：4／100、7／100、15／100
	⑤農山漁村地域整備交付金	農山漁村地域のニーズを踏まえた計画に基づき行う林道の開設、改良に対して交付金を交付する。 〔補助率〕 国：30／100、45／100、50／100 県：4／100、7／100、15／100
(3) 商業の振興	賑わいのある商店街づくり推進事業	中心市街地等の活性化計画策定や計画実行に対する支援、地域商業の機能強化等に対する支援。
3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 (1) 交通確保対策	生活交通確保対策事業（市町村総合交付金）	生活交通の維持確保を図る。 (1) 定時定路線型 路線バスの運行維持に財政負担する市町村に対しての交付金 (2) デマンド型 デマンド型交通の運行維持に財政負担する市町村に対しての交付金 (3) 改善支援型 生活交通の改善に取り組む市町村に対しての交付金
(2) 電気通信施設の整備	携帯電話等エリア整備事業	過疎地域等において、地方公共団体が携帯電話等の基地局施設（鉄塔、無線設備等）、伝送路施設（光ファイバ等）を整備する場合や、無線通信事業者が基地局の開設に必要な伝送路施設や高度化施設（LTE以降の無線設備等）を整備する場合に、その費用の一部を補助する。
4 生活環境の整備 (1) 水道、生活排水処理施	①水道水源開発等施設整備費補助	水道事業における水道水源の開発及び高度浄水施設等の整備に要する経費に対し、国が市町村等に補助する。 (1) 水道水源開発施設整備費 (2) 高度浄水施設等整備費 〔補助率〕 国：1／4、1／3、1／2

設の整備	②簡易水道等施設整備費補助	<p>簡易水道事業及び飲料水供給施設における水道未普及解消に資する施設整備、統合に係る施設整備及び老朽化対策などの既施設整備に要する経費に対し、国が市町村等に補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 水道未普及地域解消事業 (2) 簡易水道再編推進事業 (3) 生活基盤近代化事業 (4) 水道事業におけるIoT活用推進モデル事業 (5) 生活基盤施設耐震化等効果促進事業 <p>[補助率] 国：1／4、1／3、4／10</p>					
	③生活基盤施設耐震化等交付金	<p>水道施設等の耐震化の取組や老朽化対策、水道事業の広域化の取組を支援することにより、国民生活の基盤を強化し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的として県が取りまとめた「生活基盤施設の耐震化等に関する計画」に基づく事業に要する経費に対し、国からの交付額内で県が市町村等に補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 水道施設等耐震化事業 (2) 水道事業運営基盤強化推進等事業 (3) 官民連携等基盤強化推進事業 <p>[交付率] 国：1／4、1／3、4／10、1／2</p>					
	④浄化槽整備促進事業費	<p>生活雑排水による県内の公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、市町村が既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換に係る住民負担の軽減を図るための補助金を交付する事業を行う場合において、当該市町村に対し補助金を交付する。</p> <p>[補助率] 1／3、定額</p>					
	(2)消防・救急施設の整備と地域防災力、自然災害対策の強化	<table border="1"> <tr> <td>①自主防災アドバイザー派遣事業</td> <td>自主防災組織に対して、専門知識や豊富な経験を持つアドバイザーを派遣し、自主防災組織の活性化を図る。</td> </tr> <tr> <td>②市町村防災行政無線整備促進事業</td> <td>災害発生により電話回線等が使用不能となった際の地域住民への一斉情報伝達手段である同報系防災行政無線の整備、再整備に対する支援を行う。</td> </tr> <tr> <td>③消防防災施設等整備費補助事業</td> <td> <p>市町村等の消防防災施設の整備や緊急消防援助隊設備整備の促進を図るもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 耐震性貯水槽、高機能消防指令センター等の整備 (2) 各種消防ポンプ自動車、災害対応特殊救急自動車、各種資機材、消防救急デジタル無線等の整備 </td> </tr> </table>	①自主防災アドバイザー派遣事業	自主防災組織に対して、専門知識や豊富な経験を持つアドバイザーを派遣し、自主防災組織の活性化を図る。	②市町村防災行政無線整備促進事業	災害発生により電話回線等が使用不能となった際の地域住民への一斉情報伝達手段である同報系防災行政無線の整備、再整備に対する支援を行う。	③消防防災施設等整備費補助事業
①自主防災アドバイザー派遣事業	自主防災組織に対して、専門知識や豊富な経験を持つアドバイザーを派遣し、自主防災組織の活性化を図る。						
②市町村防災行政無線整備促進事業	災害発生により電話回線等が使用不能となった際の地域住民への一斉情報伝達手段である同報系防災行政無線の整備、再整備に対する支援を行う。						
③消防防災施設等整備費補助事業	<p>市町村等の消防防災施設の整備や緊急消防援助隊設備整備の促進を図るもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 耐震性貯水槽、高機能消防指令センター等の整備 (2) 各種消防ポンプ自動車、災害対応特殊救急自動車、各種資機材、消防救急デジタル無線等の整備 						

		[補助率] 国：1／2、1／3
(3) 克雪、利雪及び親雪等、総合的な雪対策の推進	①いきいき雪国やまがた推進交付金	地域の実情や社会情勢等に的確に対応したきめ細かな雪対策を推進するため、市町村が総合的かつ計画的に実施する雪対策の取組みに交付金を交付し、ソフト・ハード両面から支援する。必須である要援護者対策事業のほか、残りの15のメニューの中から市町村において選択して実施。 [補助率] 1／2
	②やまがたの家需要創出事業（一般リフォーム支援）暮らそう山形！移住・定住促進事業（持ち家リフォーム支援）	雪下ろし作業用の金具の設置、融雪設備の設置、落雪しやすい屋根への改修など住宅の克雪化リフォームに要する経費に対する補助を行う市町村に対し、補助金を交付する。 [補助率] 1／2
5 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (1)児童等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	①出産支援給付金給付事業費	出産に要する子育て家庭の経済的負担を軽減するため、本県の平均的な出産費用と健康保険法等に基づく出産育児一時金との差額の1／2程度を「出産支援給付金」として市町村を通して新生児が出生した世帯に給付する。
	②地域子ども・子育て支援事業費	地域の子育て支援の充実を図るため、市町村が実施する子育て家庭の訪問事業、児童の短期預かり事業等に助成を行う。
	③子育て支援医療給付事業費	子どもの健康な発育を支援するとともに、次の世代を担うべき子どもを生み育てやすい社会環境を整備する。
	④保育料無償化に向けた段階的負担軽減事業費	「子育てるなら山形県」の実現に向けて、幸せな子育て環境の整備の一つとして、保育料無償化に向けた段階的負担軽減を実施するため、市町村に対して交付金を交付する。
	⑤多子世帯における保育料負担軽減事業費	同一世帯から2人以上の児童が、認可保育所・届出保育施設等（認可外保育施設）などに同時入所している場合に、保育料の軽減を行った市町村に対し補助を行う。
	⑥認定こども園等整備推進費	県内における保育所の計画的な整備、認定こども園の拡充等により新たな保育ニーズに対応するとともに、子育て家庭が安心して子どもを育てることができる体制の整備を図る。

	⑦放課後児童クラブ推進事業費	放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、放課後児童クラブの運営を支援する。
	⑧特別保育事業費	核家族化の進行、就労形態の多様化に伴い、多様な保育サービスを提供することにより、子育ての負担軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育て出来る環境づくりを推進する。
	⑨届出保育施設等すこやか保育事業費	子育てと仕事の両立支援、待機児童の増加抑制及び入所児童の処遇向上を図るため、届出保育施設等（認可外保育施設）における0～2歳児等の受入に係る経費を助成する。
(2)障がい者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	市町村地域生活支援事業	障がい者等がその有する能力や適正に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ市町村が実施する事業に対し補助を行う。 〔補助率〕国：1／2、県・市町村各：1／4
(3)高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	社会福祉施設整備補助事業費（地域密着型施設整備交付金、開設準備交付金）	民間事業者による地域密着型介護施設等の整備事業及び開設準備事業を支援する市町村に対し、地域医療介護総合確保基金を活用し交付金を交付する。
6 教育の振興	①伝統芸能育成事業（市町村総合交付金）	市町村の地域文化活動の活性化、団体間のネットワーク形成と交流・連携等、地域文化継承の基盤づくりの推進に関する事業に対し、市町村総合交付金を交付する。 〔補助率〕県：1／2（交付要綱に定める上限の範囲内）
	②教員のＩＣＴ活用指導力の育成	ＩＣＴ教育推進拠点校における授業でのＩＣＴ機器の効果的な活用事例を、市町村教員向けフォーラムで発表し、ノウハウの共有を図る。 併せて、県の学力向上を目指す支援チームの各校への派遣時等、機会を捉えて教員への指導・助言を行う。
	③山形県広域スポーツセンター事業	スポーツを活用して、すべての県民がいつまでも健康で豊かな生活を営むことができる社会を創出するために、山形県スポーツ推進計画に基づき、県民がスポーツに参画できる環境整備に取り組み、県民のスポーツ実施率向上を目指す。 ・市町村訪問による生涯スポーツ推進に関わる指導・助言

		<ul style="list-style-type: none"> ・全市町村でのスポーツ推進計画の策定に向け指導・助言 ・総合型クラブの訪問、クラブの現状把握及び指導・助言 ・各種研修会の開催 ・クラブアドバイザーの配置 ・クラブ協議会との協働
6 その他	市町村振興資金 貸付事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般施設整備事業（文教、社会福祉・厚生文化、土木・産業経済・通信、レクリエーション・スポーツ、消防・防災、一般廃棄物処理、医療） 2 財政運営早期是正支援事業 3 学校耐震化等緊急支援事業 4 広域連携支援事業 5 再生可能エネルギー等導入促進支援事業 6 避難所等耐震化緊急支援事業

